

## 放流用種苗育成手法開発事業（平成 29 年度／国庫委託）

### 一放流魚の漁獲規制手法の検討一

高木優也・綱川孝俊

#### 要 約

平成 22 年度から 24 年度の水産庁「地域の状況を踏まえた効果的な増殖手法開発事業」により、溪流魚では自然繁殖で生まれた魚の生残率が非常に高いことが明らかになった。そこで、放流魚による再生産の促進を図るため、乱獲の回避に有効な漁獲規制手法の開発に取り組んだ。漁獲規制には様々な手法が考えられるが、適用可能な漁場が多く、釣り人にとっての認知度も高いと予想される尾数制限（持ち帰れる魚の数を制限する）と全長制限（持ち帰れる魚の大きさを制限する）について検討した。

釣り人に預けて記入してもらった漁獲日誌の記載内容を元に試算したところ、1 日 10 尾までの持ち帰り尾数制限を導入した場合、年間の持ち帰り尾数がヤマメで 14%、イワナで 29%減少すると推定された。

餌釣りでは、大型魚ほど釣られやすく、1 人 1 回の釣獲によって 15 cm より大きい個体のうち、ヤマメで 17.1%、イワナで 4.3%が釣獲された。また、産卵親魚について調査したところ、再生産を増やすためには、20 cm より大きいサイズクラスの持ち帰りを制限するような全長制限が効果的であると考えられた。つまり、現状の全長制限（15 cm 以下が持ち帰り禁止）では、再生産にとって重要かつ釣られやすい大型魚を守ることができていない。実際に、20 cm より大きい個体を守るような全長制限を小河川で実験的に再現したところ、翌春のイワナの稚魚数が、現状の全長制限と比べて約 3 倍に増加した。

どの程度の漁獲規制なら釣り人が納得できるかを明らかにするために、インターネットアンケートを実施した。1 日 10 尾までの尾数制限であれば 77%の釣り人が、25 cm より大きな個体の持ち帰り禁止であれば 58%の釣り人が納得すると推定された。また、他の釣り人がルールを守ると予想する釣り人ほど、溪流釣り歴が長い釣り人ほど、漁獲規制に賛成する傾向がみられた。

以上の結果および考察から、効果的な漁獲規制（釣り人が納得できる範囲内で、かつ効果が期待できる）は次のとおりであると考えられた。

- ・尾数制限であれば、1 日 10 尾まで。
- ・全長制限であれば、全長 25 cm 超の持ち帰り禁止（受け入れが難しければ、産卵期直前の 9 月だけ、あ

るいは支流など産卵環境が良好な漁場のみなど期間と場所を限定）。

なお、本事業については平成 25 年度から 29 年度水産庁「放流用種苗育成手法開発事業」として実施し、詳細については「平成 29 年度放流用種苗育成手法開発事業報告書」として報告した。

（指導環境室）